

日本生物工学会への寄附金に対する税制優遇について

日本生物工学会は、内閣総理大臣の認定を受け2011年4月1日付で、「公益社団法人」に移行しました。日本生物工学会への**寄附金や賛助会費には、税制上の優遇措置が適用**され、所得税や法人税の控除がうけられます。

また、2011年6月30日に成立した法律により、要件等を満たすことの証明を受けた公益社団・財団法人に対し、個人が寄附金を支出した場合には、税額控除を適用できるという新制度が施行されました。日本生物工学会は2011年8月1日付で、この証明を取得いたしました。皆様が、日本生物工学会へ寄附金を支出した場合、**税額控除制度によりこれまで以上の高い減税効果**を得ることができます。

これまでの寄附金控除制度（所得控除）	新たな寄附金控除制度（税額控除）
$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$	$\text{税額} - \text{税額控除額}$

1. 具体的な税制上の優遇

(1) 個人の場合

$$(\text{税額控除対象寄附金 (※①)}) - 2,000\text{円} \times 40\% = \text{控除対象額 (※②)}$$

寄附金額の約40%が還付

① 控除が受けられる特定寄附金の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度
② 税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度

寄附金の実質的な負担額が**約60%で済む**ことになります!!

(2) 法人の場合

日本生物工学会**賛助会員の年会費は寄附金相当として認められ**、税制上の優遇措置がうけられます。また、日本生物工学会へ寄附金を支出した場合、一般寄附金の損金算入限度額とは**別枠で、さらに損金に算入**できます。

一般寄附金の損金算入限度額
$(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$
⊕
特別損金算入限度額
$(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5.0\%) \times 1/2$

2. 控除を受けるための手続き

- 1) 所轄税務署にて確定申告を行って下さい。年末調整等では控除できません。（通常の確定申告時期：毎年2月16日～3月15日）
- 2) 確定申告書提出の際に、当学会の発行した「領収証」と「税額控除に係る証明書」を添付して下さい。
- 3) 「領収証」は原則としてご寄附の都度お送りいたします。申告手続きまで大切に保管して下さい。